

座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議の開催について

〔平成29年11月16日〕
内閣総理大臣決裁

- 1 平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件を踏まえ、関係府省庁における取組内容を共有し、自殺に関する不適切なサイトや書き込みへの対策の強化及びインターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実を検討するため、座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、次のとおりとする。

議長	内閣官房長官
構成員	内閣府特命担当大臣（青少年育成）
	国家公安委員会委員長
	総務大臣
	法務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	経済産業大臣
- 3 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 4 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。